

## 《旅行業務取扱料金表》 (海外旅行)

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面の一部となります。

毎度当社をご利用いただき、まことにありがとうございます。

当社では、お客様のご希望によって旅行業務をお引き受けする場合、このご案内に記載された条件によってお引き受けいたします。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。また、このご案内に記載のない事項については当社旅行業約款によります。

内容		取扱料金	変更手数料金	取消手数料金	特記事項
[1] 取扱料金及び変更・取消手数料	運送機関・宿泊機関等の複合手配の場合	ご旅行費用総額の 20%以内	ご旅行費用総額の 20%以内	ご旅行費用総額の 20%以内	下限は各取扱料金の合算とします。
	ホテル 1 手配	ご旅行費用総額の 20%以内 (下限 1,000 円)	ご旅行費用総額の 20%以内 (下限 1,000 円)	ご旅行費用総額の 20%以内 (下限 1,000 円)	
	レンタカー 1 手配	2,000 円	2,000 円	券面額の 15%	
	鉄道 1 名様 1 件	1,000 円	2,000 円	2,000 円	イ. 予約変更、乗車券・クーポン・パス類の切替・再発行は変更発行は変更手数料金がかかります。 ロ. 運賃により払戻できない場合があります。 ハ. 座席・寝台予約は 1 区間 1 件となります。
	バス 1 手配	5,000 円	3,000 円	券面額の 15%	
	現地発着ツアー・送迎・ガイド 1 手配	ご旅行費用総額の 20%以内 (下限 1,000 円)	ご旅行費用総額の 20%以内 (下限 1,000 円)	ご旅行費用総額の 20%以内 (下限 1,000 円)	
	船舶・レストラン・現地入場券・その他サービス 1 手配	5,000 円	3,000 円	3,000 円	入場券の変更・払戻はできません。
	日本発国際航空券 1 名様	ご旅行費用総額の 20%以内	契約時に明示した料金	契約時に明示した料金	

		1 件	内 (下限 6,000 円)			イ. 販売店でお渡しするご案内をご覧ください。 ロ. 航空運賃が 30,000 円未満の場合、取扱料金は 6,000 円を申し受けます。 ハ. 未使用航空券の精算手続は 1 名様 1 件につき 5,000 円申し受けます。 ニ. EMD(注)発行の場合、取扱料金 1 名様 1 サービスにつき、5,000 円を申し受けます。 (注)EMD とは航空運賃本体に付属して設定される追加サービス購入等のための電子的なクーポンです。 ホ. E チケット発券不可時に航空会社カウンター発券の場合、取扱手数料 1 名様につき 5,000 円申し受けます。 ヘ. 発券のみの場合においても取扱料金を申し受けます。 ト. 世界一周航空券はお取扱できない場合があります。
海外発航空券	1 名様 1 件	ご旅行費用総額の 20%以 内 (下限 5,000 円)	5,000 円	5,000 円		
周遊航空券 (世界一周航空券等)	1 名様 1 件	20,000 円	10,000 円	10,000 円		
緊急手配料金	1 名様 1 件	契約時に明示した料金				

(注):

- 1.上記の各料金については、消費税が含まれておりません。(「添乗サービス料金」の但書部分については、消費税の対象となっていないため、含まれておりません。)
- 2.上記料金は旅行を中止される場合でも払戻いたしません。取扱・変更手続料金は当該手配を取消される場合でも払戻いたしません。
- 3.上記料金には電話料、通信費、送料等実費は含まれません。通信実費を別途申し受ける場合があります。
- 4.航空会社・ホテル等旅行サービス提供機関、ツアーオペレーター、代売会社等に対して支払う取消料は別途申し受けます。
- 5.「旅行費用」とは、運賃・宿泊料その他の名目で、運送・宿泊機関等に対して支払う費用をいいます。
- 6.「1 手配」とは、同一の手配を同時に行う場合は複数名でも「1 手配」と数えます。手配日・利用日・利用期間・利用区間・提供機関等が異なる場合はそれぞれ「1 手配」と数えます。

- 7.変更・取消手続料金は、手配着手後の変更・取消より申し受けます。
- 8.変更・取消は、お申込店のみでお受けいたします。払戻は場合によりお引受できないことがあります。
- 9.同行案内の交通実費、代理申請・受領の交通実費・郵送実費、書類作成のための翻訳料は別途申し受けます。

## 手配旅行のお申込み

当社は、お客様のご希望に添ったご旅行の手配を承ります。

申込書にご記入の上、旅行代金の20%相当額の申込金を添えてお申し込みください。申込金は旅行代金の一部として取扱います。残額はご旅行開始日の3週間前までにお支払い下さい。お申し込みいただくご旅行の契約は当社が申込金を受領した際に成立いたします。また、当社は書面による特約をもって、申込金の支払を受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。さらに、当社は運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。

## 渡航手続代行(料金)

当社は、お客様のご希望により上記別表に定める渡航手続に関する代行業務を承ります。ご希望の方は、所定の申込書によりお申込まいただくか、その旨係員にお申しつけください。

当社が、申込書を受領し契約の締結を承諾したときに契約は成立いたします。なお、本契約はお客様が旅券等を取得できることや、関係国への出入国を許可されることを保証するものではありません。また、お申込まいただかない場合、EDカードの入手・作成、旅券の確認、査証の確認、旅券査証の申請等の渡航手続は、お客様自身で行なっていただくこととなりますので、予めご了承ください。

お引き受けする場合、上記の料金を申し受けます。

## ご旅行相談

当社は、お客様のご希望により、ご旅行日程の作成、ご旅行費用見積書の作成、運送機関・ホテル・観光個所などに関する旅行情報の提供などのご旅行相談を承ります。ご希望の方は所定の申込書によりお申込みいただくか、その旨係員にお申しつけください。

当社が契約の締結を承諾したときに契約は成立いたします。お引き受けする場合は、当社旅行業約款、旅行相談契約の部により上記の相談料金を申し受けます。